

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加を希望する委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）を公募します。

令和 7 年 1 1 月 6 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりとする。

ア 秋田市庁舎総合管理業務委託

イ 履行場所および履行期間

（別紙「秋田市庁舎総合管理業務委託仕様書」参照。）

(2) 本業務の実施は共同企業体によるものとし、次に掲げる事項を全て満たすことを入札参加要件とする。

ア 共同企業体に関する事項

(ア) 共同企業体の結成は、次のイに定める条件を満たす者 2 社以上による自主結成とする。

(イ) 各構成員の出資比率は、20 パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

イ 代表者および代表者以外の構成員に関する事項

(ア) 入札参加申込日までに、秋田市の庁舎清掃業者等登録名簿（名簿の有効期間：令和 8 年 9 月 30 日まで）に、「8 建築物環境衛生総合管理業」で登録している者であること。

(イ) 代表者は秋田市内に本社を有すること。

(ウ) 代表者は年間売上高が 3 億円以上であること。

(エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(オ) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和 7 年 12 月 22 日 (月)

午後 2 時

(入札保証金受付は午後 1 時から午後 1 時 50 分まで)

(2) 場所 秋田市役所本庁舎 4 階 会議室 4 - B

(秋田市山王一丁目 1 番 1 号)

(3) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、秋田市財務規則第 109 条第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、免除する。納付方法については、秋田市財務規則および「5 入札保証金について」を参照すること。

(4) 契約日 落札の通知を発した日から起算して 7 日以内

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 本件は複数年契約の案件であることから、入札書の入札金額には履行期間の総額を記入すること。なお、複数年契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

エ 予定価格の 10 分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格を

もって入札した者を落札者とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ク 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ、参加すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加を希望する共同企業体は、次による書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 委託業務共同企業体入札参加資格審査申請書一式
（様式1から5まで）

記入する際は、別紙「入札参加資格審査申請書の提出書類について」を参照すること。

イ 最新の決算書（共同企業体の代表者のもの）

(2) 本入札について、共同企業体の構成員の代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。

(3) 共同企業体の構成員が、本件入札の他の共同企業体の構成員となることはできない。

(4) 申請書等の受付

ア 受付期間

令和7年11月6日（木）から同年12月12日（金）まで。

(ただし、土曜、日曜日および祝日は除く。)

イ 受付時間

午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで。

ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前 9 時から午前 11 時までとする。

ウ 受付場所

秋田市総務部財産管理活用課

(秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所本庁舎 4 階)

エ 提出方法

総務部財産管理活用課のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえ事前に財産管理活用課へ連絡した後、受付場所へ持参すること。(郵送および電送等によるものは受け付けない。)

総務部財産管理活用課ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1016422/index.html>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加を希望した共同企業体のうち、入札参加資格を満たしている共同企業体については、代表者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その共同企業体の代表者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和 7 年 12 月 18 日(木)までに電子メール等により送付する。

5 入札保証金について

入札保証金の免除に該当しない場合は、以下のとおり対応すること。

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手を持って、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を入札日の入札時間

前に納付すること。

(2) 入札保証金を納付する際には、「入札保証金納付書」を提出すること。

(3) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(4) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 設計図書の貸与に関する事項

入札参加申請を希望した共同企業体の代表者に対して、次により、設計図書を保存したCDを貸与する。

(1) 申請方法

設計図書貸与申請書（様式6）に必要事項を記入のうえ、上記3(4)ウまで持参すること。

(2) 受付期限

令和7年12月12日（金）まで。（ただし、土曜、日曜日および祝日は除く。）

(3) 受付時間

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで。

(4) 注意事項

ア 設計図書は、本入札以外の目的に使用しないこと。

イ CDは、受付期限最終日までに返却すること。

7 質問および回答に関する事項

上記6の貸与した者について、設計内容等に不明な点がある場合は、質問の受付を行うものとする。詳細については、CDに保存されている文書を確認すること。

8 その他

(1) 申請等に係る費用は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 落札者は、配置予定管理責任者調書に記載した者を本業務に配置すること。

(4) 申請書等に関する問い合わせ先

総務部財産管理活用課 庁舎管理担当（電話 018-888-5439）